

# 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要

医療保険制度の安定的な運営を図るため、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度における保険料の引上げの抑制等のための所要の改正を行う。

## 概 要

### I 市町村国保の保険料軽減のための措置等 (国保法) (③は平成22年7月1日施行)

- ① 財政支援措置の4年間の延長(約2000万世帯 加入者約3600万人 1世帯平均で年間約1.2万円の保険料上昇抑制効果)
  - ・「低所得者を抱える市町村」、「高額な医療費」に対する国、都道府県の補助等を引き続き実施。
- ② 市町村国保の財政安定化のため、都道府県単位による広域化を推進
  - ・都道府県の判断により、市町村国保の広域化についての方針の作成、市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡大等を可能とする。
- ③ 保険料滞納世帯であっても、医療を現物給付で受けられる子どもの対象の拡大(中学生以下→高校生世代以下)
  - ・一旦窓口で医療費を支払わなければならない資格証明書の交付世帯に属する高校生世代に、短期被保険者証を交付。

### II 中小企業の従業員、事業主の保険料軽減のための措置 (健保法等) (①③は平成22年7月1日施行)

- ◆ 協会けんぽの逼迫した財政状況に鑑み、保険料の大幅な引上げを抑制するため、24年度までの3年間において、財政再建のための特例措置を講ずる。(被保険者約2000万人 加入者約3500万人 22年度で労使年間2.1万円の保険料上昇抑制効果)
- ① 国庫補助割合を13%から16.4%に引き上げ
  - ② 単年度収支均衡の特例として、21年度末以降の赤字額について、24年度までの償還を可能とする
  - ③ 後期高齢者支援金について、被用者保険グループでの負担能力に応じた分担方法を導入 (高齢者医療確保法)
    - ・後期高齢者の医療費に対する現役世代からの支援金の3分の1(22年度は9分の2)について、保険者の財政力に応じた負担(総報酬割)とする。

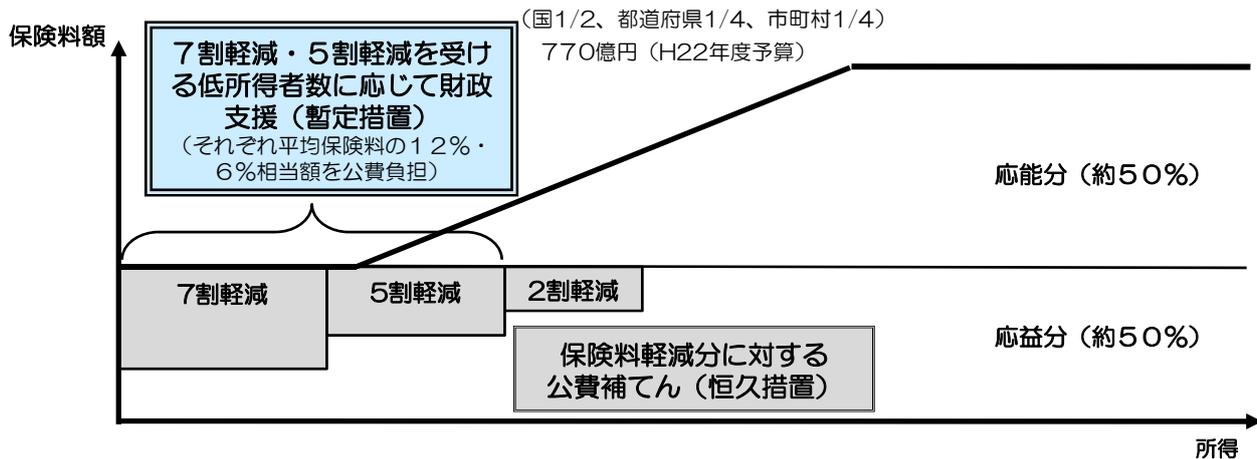
### III 高齢者の保険料軽減のための措置 (高齢者医療確保法)

- ① 給付変動等に備えるため都道府県に設置している財政安定化基金について、保険料の引上げの抑制に活用できるようにする
- ② サラリーマンに扶養されていた方の保険料の軽減措置を延長する(約190万人 年間平均約2.1万円の保険料上昇抑制効果)  
※予算措置をあわせると約3.8万円

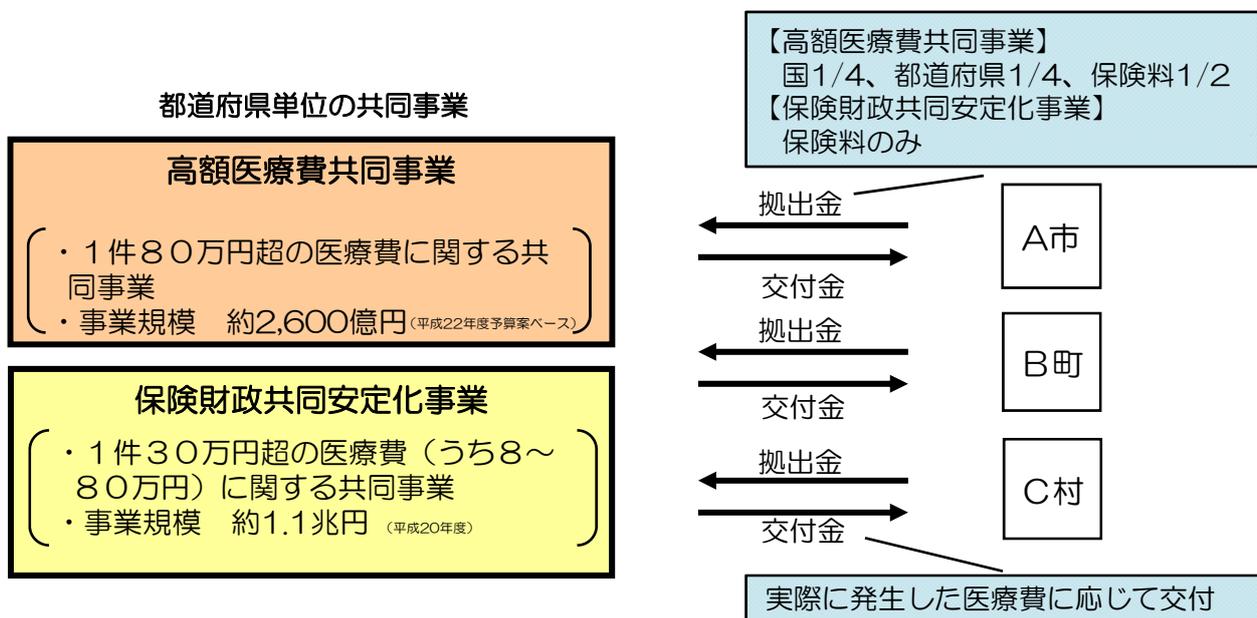
## 施行期日

公布の日

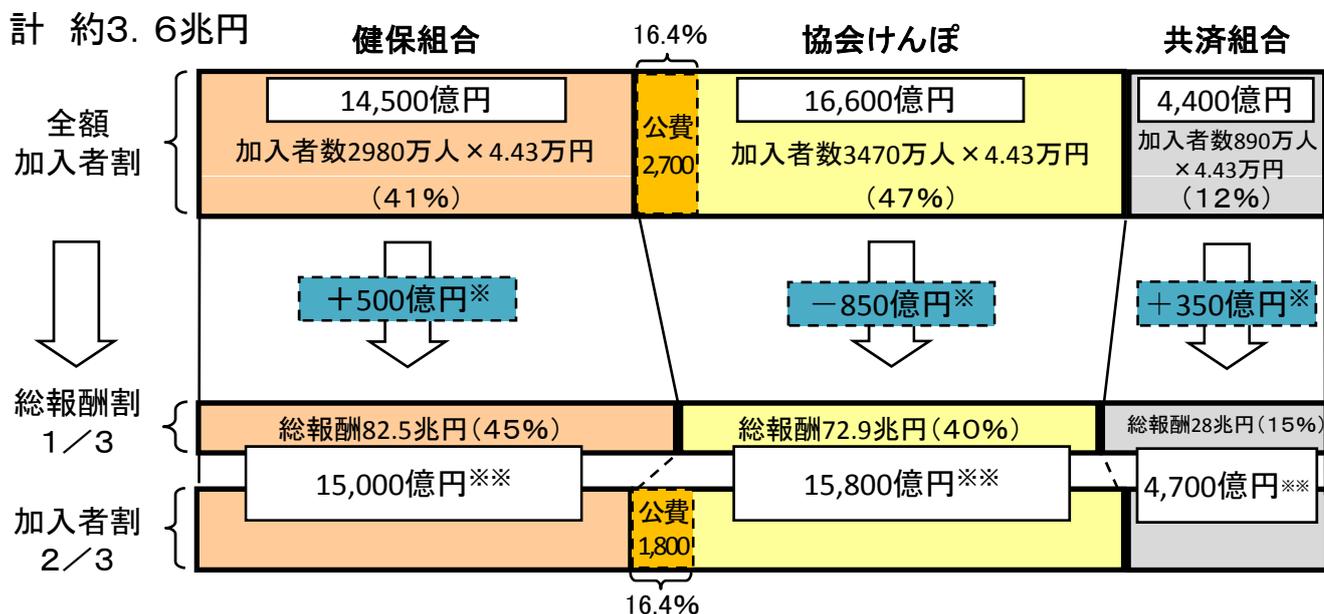
## 市町村国保における保険基盤安定制度の概要



## 市町村国保における高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の概要



## 被用者保険の後期高齢者支援金への総報酬割導入について



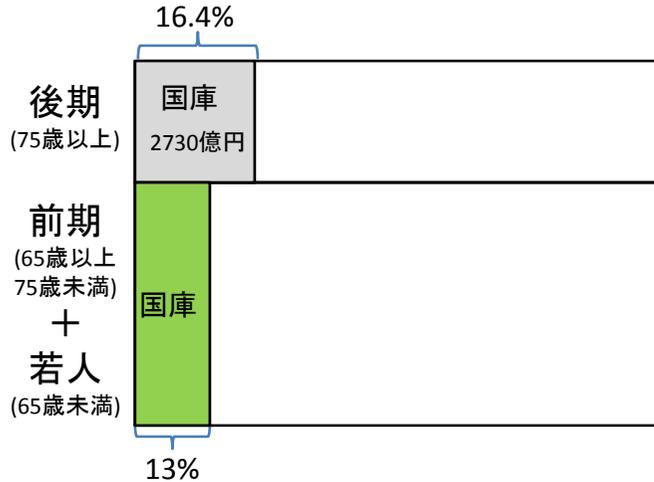
※ 22年度は、健保組合+330億円、協会けんぽ-560億円、共済+230億円

※※ 22年度は、健保組合14,800億円、協会けんぽ16,100億円、共済4,600億円

# 平成22年度の協会けんぽの国庫補助等のイメージ

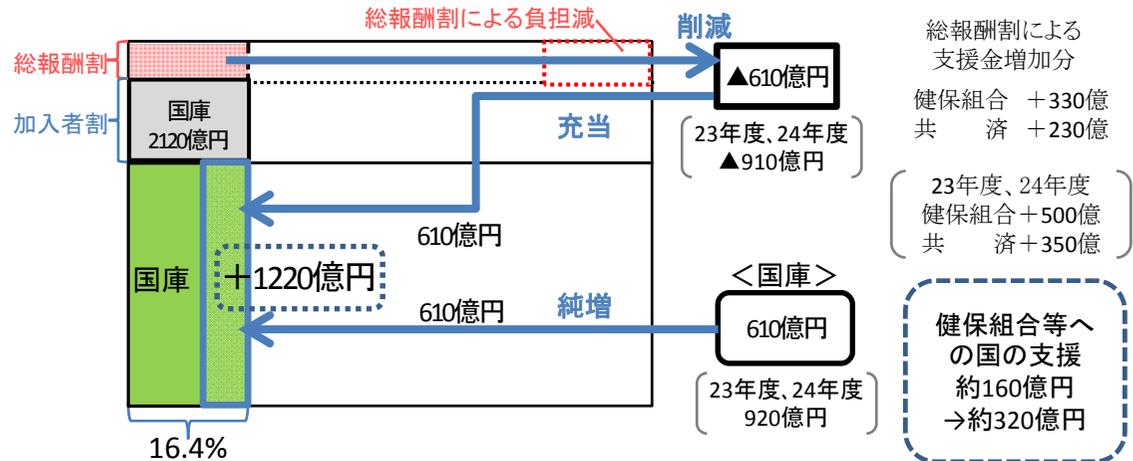
## <現行>

・後期支援金は加入者割



## <平成22年度>

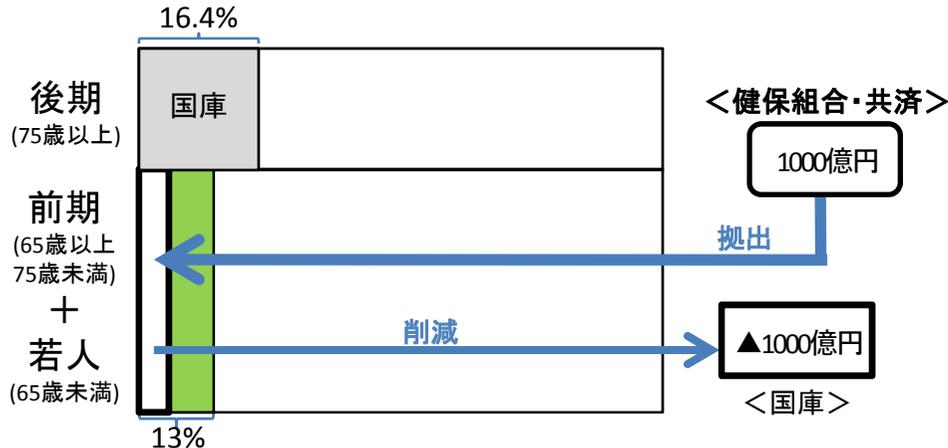
- ・後期支援金の1/3について総報酬割 (7月～(8/12か月分))
- ・前期+若人への国庫補助率16.4% (7月～(8/12か月分))



### <今回の特例措置のポイント>

- ・国は、協会けんぽの国庫補助率引上げの所要財源の半分を真水（純増）で確保
- ・後期支援金の総報酬割によって削減した国庫補助は、協会けんぽの国庫補助率引上げに充当
- ・負担能力に応じた費用負担であり、財政力の弱い健保組合にとっても負担減（約550組合で負担減）
- ・前期高齢者納付金の負担軽減を図るため、国による健保組合等への支援を22年度において倍増

### (参考) 平成20年政管健保支援法案の場合



### <平成20年政管健保支援特例法案のポイント>

- ・シーリング対策（社会保障費▲2200億円の一環）
- ・一定の財政力がある健保組合等が一方的に負担

平成22年4月14日 衆議院 厚生労働委員会

仁木博文議員（民主）の確認質問に対する長妻厚生労働大臣答弁

仁木博文君 全国健康保険協会の財政再建期間である平成24年度までにおいて、協会けんぽや健保組合等の財政状況、社会情勢等を勘案し、制度の安定的な運営を図るため財政支援等を行っていくべきと考えるが、長妻大臣の見解を伺いたい。

長妻厚生労働大臣 平成24年度までの全国健康保険協会の財政再建のための特例措置の期間において、全国健康保険協会及び健保組合等の財政状況、社会経済の情勢の推移等を勘案し、制度の安定的な運営が図られるよう、適切な財政支援その他の所要の措置を講じてまいります。

仁木博文君 平成25年度に新たな高齢者医療制度がスタートする予定であるが、平成25年度以降の高齢者医療制度をはじめ医療保険制度の在り方については、幅広く関係者の意見を踏まえ、十分な検討を行い、国民の理解が得られるようにすべきと考えるが、長妻大臣の見解を伺いたい。

長妻厚生労働大臣 平成25年度以降の高齢者医療制度をはじめとする医療保険制度の在り方については、国民の理解が得られるよう、医療保険者、被保険者、地方公共団体、事業主等の幅広い関係者の意見を聴取し、十分な検討を行ってまいります。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

平成二十二年五月十一日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずること。

一、後期高齢者医療制度及び前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整による拠出金負担によって、運営に困難をきたしている保険者に対する財政支援を、同法案の措置期限である平成二十四年度までの間、継続し、かつ更に充実すること。

二、国民健康保険制度については、広域化等支援及び適切な財政支援を行うこと。

三、高齢者医療制度に係る保険者間の費用負担の調整については、その再構築に向け、広く関係者の意見を聴取するとともに、若年者の負担が過大なものとならないよう、公費負担を充実すること。

右決議する。

# 平成22年度における高齢者医療運営円滑化等事業について

## 1. 高齢者医療運営円滑化等事業について

- 老人保健制度における被用者保険の拠出金負担増の緩和を図ることを目的として、平成22年度から特別保健福祉事業を実施。
- 高齢者医療制度が開始された平成20年度以降においても、被用者保険の支援金等負担増の緩和を図ることを目的として、引き続き実施し、平成21年度以降は一般会計の高齢者医療運営円滑化等事業として実施。
- 平成22年度において、総報酬割を一部導入することに伴い、予算額を163億円から322億円の倍増。

## 2. 平成22年度における助成(案)について

平成22年度の財源率が全ての健康保険組合の平均(34.4%)の1.1倍(37.8%)以上の保険者に対して、その割合に応じて助成

※財源率 = (22'概算後期高齢者支援金 + 22'概算退職者医療拠出金 + 22'概算前期高齢者納付金(△交付金)) / 22'概算総報酬額

○37.8%以上の保険者(対象保険者の30.8%)

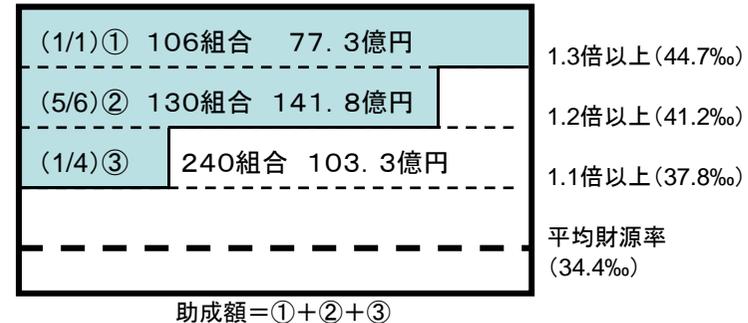
- ・健保組合 454保険者(全健保組合の31.1%)
- ・共済組合 22保険者(全共済組合の26.5%)

○助成の具体的な仕組み

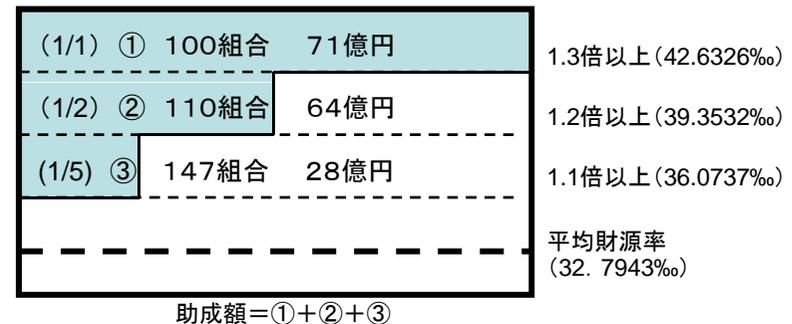
拠出金負担が重い保険者に対して重点的に助成することとし、

- ・平均財源率が1.3倍以上の部分(①)に対して1/1
- ・平均財源率が1.2倍～1.3倍の部分(②)に対して5/6
- ・平均財源率が1.1倍～1.2倍の部分(③)に対して1/4の助成を行う。

平成22年度の助成(案)



【参考】平成21年度の助成



(参考)平成21年度の助成について

平成21年度財源率が全ての健康保険組合の平均(32.7943%)の1.1倍(36.0737%)以上の保険者(ただし、21年度財源率と19年度財源率と比べ、平均増加財源率(7.395%)以下の保険者を除く。)に対して、その割合に応じて助成。

※保険者から支払基金に報告された平成22年度総報酬見込額等に基づき財源率を算出。

※対象健康保険組合が健康保険組合給付費臨時補助金(臨給)を選択することにより助成額は減少し、最終的には、予算額(322.4億円)を踏まえ、助成率1/4部分に助成交付率を乗じて交付。

# 広域化等支援方針の策定について

- ① 改正法により、市町村国保の都道府県単位化を進めるための環境整備として、**新たに都道府県の判断により「広域化等支援方針」(※)の策定ができることに。**
- ② 都道府県は市町村の意見を聴いて策定することとなるが、**可能なものから早期に策定するよう要請。**
- ③ 現在新たな高齢者医療制度について検討されており、広域化等支援方針の内容についても、この影響を受けることが予想されるため、将来目指すべき方向性を掲げつつ、**当面、平成24年度までに取り組むべきものを中心に定めるよう要請。**

## (※) 広域化等支援方針のイメージ

都道府県が、国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化を推進するため、市町村の意見を聴きつつ、国保の都道府県単位化に向けて策定する方針。  
内容はおおむね以下に掲げる事項。

### (1) 事業運営の広域化

- ・収納対策の共同実施
- ・医療費適正化策の共同実施
- ・広域的な保健事業の実施
- ・保険者事務の共通化 など

### (2) 財政運営の広域化

- ・保険財政共同安定化事業の拡充
- ・都道府県調整交付金の活用
- ・広域化等支援基金の活用など

### (3) 都道府県内の標準設定

- ・保険者規模別の収納率目標
- ・赤字解消の目標年次
- ・標準的な保険料算定方式
- ・標準的な応益割合 など